

令和3年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

当適正化センターでは、一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすために東北運輸局並びに関係団体との連携を図り、貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に以下の事業を遂行する。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする事業者に対しては、きめ細かな指導を実施する。
令和3年度については、管轄区域内に存する巡回対象営業所(国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除く。)の100%にあたる450営業所を実施することとする。(巡回等指導実施計画数は下表)
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動を行う。
5. 旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。

巡回指導実施計画表

月	巡回実施可能日数	実施営業所数	県毎の実施営業所数	備考
4月	21日	30力所	青森8. 岩手4. 秋田4. 宮城6. 山形2. 福島6	
5月	18日	31力所	青森8. 岩手4. 秋田4. 宮城7. 山形2. 福島6	
6月	22日	40力所	青森8. 岩手8. 秋田4. 宮城10. 山形4. 福島6	
7月	20日	36力所	青森8. 岩手8. 秋田4. 宮城6. 山形4. 福島6	
8月	17日	35力所	青森5. 岩手8. 秋田4. 宮城6. 山形6. 福島6	
9月	20日	50力所	青森8. 岩手12. 秋田4. 宮城8. 山形8. 福島10	
10月	21日	52力所	青森12. 岩手11. 秋田8. 宮城8. 山形4. 福島9	
11月	20日	48力所	青森12. 岩手8. 秋田6. 宮城8. 山形4. 福島10	
12月	20日	36力所	岩手11. 宮城11. 山形4. 福島10	
1月	19日	32力所	岩手8. 宮城14. 福島10	
2月	18日	26力所	宮城16. 福島10	
3月	22日	34力所	岩手8. 宮城10. 山形6. 福島10	
計	238日	450力所	青森69. 岩手90. 秋田38. 宮城110. 山形44. 福島99	

参考

- ※ 管内事業者の営業所総数(令和3年2月1日現在)・・・500営業所
- ※ 管内事業者の車両総数 (令和3年2月1日現在)・・・4,776両
- ※ お盆期間及び年末年始の期間を含む、8月・12月・1月は巡回可能日数を少なく設定しています。